



岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会競技規則

1. 本大会では、男女とも同時走行とする。
2. 本大会では、車いす競技者の走行を優先する。
3. 競技者は、決められた出発線から決勝線までコース内を走行する。
4. 競技者が走行中、他の競技者の走行を故意に妨害した場合は失格とする。
5. 競技者は、走行中転倒など危険な状況に遭遇した場合、競技役員及び警察官の介助を受けても良い。
上記以外で介助を受けた場合は表彰対象外とする。
6. 競技中における車いすのトラブル（例えば、パンク・シャフトの破損等）は、競技者自身が解決するものについてはこれを認める。
7. 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従うこと。
8. 競技者は、走行中、公式医務員及び競技役員から競技中止を命ぜられたときは、直ちに競技をやめなければならない。
9. 競技者は、追い越しをする際、前を走っているものに声をかけ、基本的には、右側より追い越していくこととする。また、下り坂の勾配がきつところでは無理な追い越しはしないこととする。
10. 競技者は、棄権する場合、または競技終了後は競技役員に合図し、コースからはずれ、ナンバーカード（IDタグ）をはずし、競技役員の指示に従う。
11. クラス分け
車いすロードレースは表の3クラスに分ける。

競技グループ	説 明
T51	<ul style="list-style-type: none"> ・肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。 ・肘の伸筋は機能するが（筋力3以下）手首の掌屈筋は機能しない。 ・肩関節が弱い場合がある。（神経機能残存レベル C6）
T52	<ul style="list-style-type: none"> ・肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。 ・大胸筋が機能する。（神経機能残存レベル C7/C8） ・車椅子常用。 ・筋力や運動性の低下。 ・片上肢または両上肢に痙性あり。
T53/T54	(T53) <ul style="list-style-type: none"> ・両上肢機能正常またはほぼ正常。 ・腹筋と下部背筋の機能がなし。（神経機能残存レベル T1～T7）
	(T54) <ul style="list-style-type: none"> ・両上肢正常。 ・通常体幹の回旋ができ、腹筋が機能する（神経機能残存レベル T8～S2） ・または準ずる機能障害があるもの。 ・両大腿切断、片大腿切断、両下腿切断、片下腿切断（足関節離断含む）

※上記区分表に該当しない障害は、機能的に最も近いクラスを選択すること
 ※上記は、「IPCクラス分けマニュアル」による

12. 本大会では、すべての競技を13時31分に終了し、それ以後の走行は認めない。
13. 本大会においては飲料物についての制限をもうけない。
14. 車いす
 - (1) 車いすは、少なくとも大輪2つ、小輪1つからなるものとする。
 - (2) 電動車いす及び力学的に有利になるギヤーやレバーを取り付けることは認めない。
 - (3) ハンドリムは、2つの大輪にそれぞれ1つのみ認める。ただし、メディカルチェックにより片手駆動のものが必要と認められた場合は、この限りではない。